

京都大学	博士 (法学)	氏名	朱 穎嬌
論文題目	人間の尊厳と社会的連帯に関する憲法学的考察 —ケアを共にする連帯システムの構築に向けて—		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、人間の尊厳に関する歴史的・比較法的考察を通じて、その概念の現代的変容を確認した上で、人間の普遍的な脆弱性という視点から人間の尊厳を関係概念として再構築し、そして、この新しい尊厳概念が憲法学の人権論、とりわけ社会権の理解にもたらす可能性について論じるものである。</p> <p>まず、序章においては、人権論に見られる「強い個人」と「弱い個人」の二項対立を概観し、そのいずれも人間存在の実態を捉えきれていないことを指摘する。強いか弱いかの状態は、人間にとって絶対的・固定的なものではなく、むしろ相対的・流動的なものであるため、強い人々と弱い人々の共時的かつ通時的な連帯は可能であり、また必要であるとの認識から、こうした人間のあり方を正当に評価できる法概念として人間の尊厳を再構築するという方向性を示す。</p> <p>長い哲学的・神学的歴史を背後にもつ人間の尊厳は複雑性・曖昧性の高い概念であるから、第1章では人間の尊厳の思想的・概念的歴史を振り返る。そこでは、今日の哲学的・法的な議論に現れる人間の尊厳の二つの概念的アプローチの淵源が見出される。人間の尊厳は誕生のときから、「価値」と「名誉」の二重の意味を兼ね備えたものとして用いられ、カント以来、価値論的なアプローチが風靡するが、これへの批判も見られる。しかし、内的価値としての尊厳とその社会的根拠づけは、両立しえないものではない。ただ、社会的文脈で尊厳を観念する場合、その概念が時間的・空間的差異に開かれたものであることを認めなければならないから、人間の尊厳の法的規範性を確保するには、尊厳の中核となる意味内容を見出す必要があるとされる。</p> <p>そこで、第2章では、人間の尊厳の核心的意味内容を探るための手がかりとして、ドイツ、フランス、アメリカの3か国における人間の尊厳の法的適用状況や議論状況を考察する。この比較法的考察を通じて明らかにされたのは、今日の法概念である人間の尊厳がその主体として、自ずから自由で自律的な個人を想定してはおらず、むしろ脆弱性を有する個人を措定している点である。そうすると、人間の尊厳は、個人々の自由の保障に関わるだけでなく、自由となるために必要な外的条件の確保、つまり人間の存在そのものに対する保障にも大きく関連すると述べられている。</p> <p>以上より、個人の自由や自律をもっぱら強調する論理が、今日の人間の尊厳の規範性を正確に説明できないことが明らかになったとされ、第3章では、人間の尊厳の理論枠組みを再構築するために、尊厳を構成員間の相互承認と捉える関係契機に着目し、いかなる関係に基づいて尊厳が承認されるのかが検討されている。この点につき重要な示唆</p>			

を与えるのは「ケアの倫理」である。ケアの倫理論者は、人間の精神性を重視する西洋的伝統とは異なり、身体的存在であるがゆえに様々なニーズを抱え、ニーズの充足のために他者と相互依存関係を形成し、共に生きる脆弱な人間の生を積極的に評価する議論を展開する。そこで、ケアは、人間に内在する価値の認識ないし承認を伴う活動だと捉えられ、ケアという日常的関係性の中で人間の平等な尊厳が認められることになるとする。

第4章では、こうした人間の尊厳概念が、日本法に対していかなる示唆をもたらすかについて検討される。憲法学説は、以前から「個人の尊重」「個人の尊厳」「人間の尊厳」といった文言をめぐって議論していたが、近時では、個人の尊重と人間の尊厳を共存可能な2つの原理と説明する見解が少なからず見受けられる。これらの見解は、人間の存在そのものに対する憲法的保障が自律の能力を必要とする人格的生存と関係なく、別の論理により根拠付けられると理解する点で共通している。このような存在の保障は、まさに人間の尊厳の基本的内容とされる。

人権規範としての人間の尊厳の積極的意義を考える上で重要なのは、それと社会権の関係である。戦後の「日本型福祉国家」のあり方や、人権論の近代主義的構成の傾向などにより、社会権は人権としての正当な位置づけを与えられてこなかった。そこで、「最低限度の生活」の保障という機能を担う生存権の規範的意義をより明確にするために、日本の学説とドイツの憲法判例を踏まえた検討が行われる。他方、憲法 25 条 2 項は、福祉国家についての客観法的義務を定めるので、裁判規範のレベルを離れて、制度論的に福祉国家的施策の規範的指針等を提示することが必要であるとされる。

社会保障の制度・政策が人間の尊厳を確実に保障できるように方向付ける必要性から、第5章では、社会的連帯の理論と実践について考察し、社会の様々な関係性の中で利益とリスクを分担するための理論的基盤として連帯主義の可能性を認めると同時に、現代の新しい社会的リスクに対応するために連帯主義の修正を行う。つまり、今日の社会的連帯は、人間の普遍的な脆弱性に対する認識から社会的リスクを把握すべきであり、ケアの社会的リスク、および、そうしたリスクにさらされた人々を連帯システムに包摂する必要があるとするのである。

最後に、終章では以上の検討をまとめるとともに、今後の検討課題を示している。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、人間の尊厳に関する歴史的・比較法的考察を通じて、その概念の現代的変容を確認した上で、人間の普遍的な脆弱性という視点から人間の尊厳を関係概念として再構築し、そして、この新しい尊厳概念が憲法学の人権論、とりわけ社会権の理解にもたらす可能性について論じるものである。

本論文の特徴は第1に、人間の尊厳に関する既存の議論状況につき、きわめて包括的・網羅的に目配りがされている点にある。すなわち、第1章では人間の尊厳の思想的・概念的歴史を、古代ギリシャ思想から中世キリスト教思想を経て、近代啓蒙思想に至るまでの展開を辿るのみならず、東洋思想にも目を向けている。また、法概念としての尊厳についても、第2章で、ドイツ、フランス、アメリカの3か国における判例や学説を詳細に検討している。

第2の特徴としては、人間の脆弱性及びケアの倫理への着目により、これまでとは異なる人間の尊厳の基礎付けを試みている点である。すなわち、「人格」概念、あるいは個人の自由や自律をもっぱら強調する論理が、今日の人間の尊厳の規範性を正確に説明できないという認識のもと、人間の尊厳の理論枠組みを再構築するために、尊厳を構成員間の相互承認と捉える関係的な契機に着目し、いかなる関係に基づいて尊厳が承認されるのかを検討する。その際、特にケアの倫理に注目し、人間に内在する価値の認識ないし承認を伴う活動だと捉えられたケアという日常的関係性の中で人間の平等な尊厳が認められるとする点で重要な意義がある。

第3に、以上の考察に基づき、憲法13条や25条の解釈の再構成に取り組んでいる点である。通説が人格的自律を強調する13条解釈を行ってきたのに対し、それだけではなく、個人の存在の保障等も含んだ複層的な保障として同条を把握する視点を示す。また、25条については、生存権・社会保障の自律基底的な理論が自己責任の論理を生存権保障に持ち込むことになるおそれを指摘し、普遍的な脆弱性を有する人間のあり方に立脚した人間の尊厳と結びつけて解釈すべきだとする。その上で、具体的な社会保障制度の基礎原理として、レオン・ブルジョワの議論に示唆を受けた社会連帯論の再構成を試みている。

以上の通り、本論文は、通説的憲法学の前提を問い直し、人間の脆弱性に立脚する新たな基礎理論、そしてそれに基づく条文解釈を構築しようとする点で極めて野心的な内容となっており、学界に対する重要な問題提起となる優れた論文である。

他方で、個別的・私的な関係性に基づくとも見られるケアの倫理を、憲法原理としての人間の尊厳に普遍化するためにはさらに論証が必要ではないかとも思われ、また、憲法解釈論として精緻化を要する点も少なくない。しかし、これらの点については、今後の研究を通じて考察が深められていくことが十分に期待される。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。また、令和4年1月25日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。